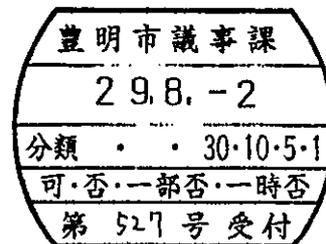


豊明市議会議長 殿

### 研修会・講演会等参加報告書

議員名 山盛 さちえ



平成29年度豊明市議会政務活動費にて下記の研修に参加しましたので報告します。

日付	研修先	研修項目及び成果等
平成29年7月29日(土) ↓ " 7月30日(日)	法政大学 市谷キャンパス 東京都千代田区 富工見2-17-1	市民と議員の条例づくり交流会議 「議会のチェック機能を本気で考える」 レポート等は 別紙添付しました。

(注) 別紙添付も可能とします。  
 (注) 本報告書は5年間公開します。

平成29年度政務活動費で参加した研修会の報告  
市民と議員の条例づくり交流会議「議会のチェック機能の本気で考える」

報告者：山盛さちえ

●日程：7月29日（土）13：30～16：30 交流会17：00～  
30日（日）10：00～15：00 1泊2日

●会場：法政大学 市ヶ谷キャンパス外濠校舎  
東京都千代田区富士見 2-17-1

●費用：参加費 10,000 円、交通費 23,380 円（11,690 円×2）、宿泊費 11,900 円、タクシー代 570 円、交流会参加費 3,000 円、1日目昼食 590 円、2日目朝食 966 円 合計 50,406 円

政務活動費より支出：参加費 10,000 円、交通費 23,380 円、宿泊費 11,000 円  
合計 44,380 円

●プログラム

1日目 全体会（太字に参加）

- 全国自治体議会の運営に関する実態調査 2017 調査結果報告

報告者：長野基さん（首都大学東京）

- 基調講演「議選監査委員と議会のチェック機能」

講師：江藤俊昭さん（山梨学院大学）

- パネルディスカッション「今あらためて議選監査委員を考える」

パネラー：馬場伸一さん（福岡市役所）

伊藤真一さん（東村山市議会議長・元監査委員）

桑島健也さん（所沢市議会前議長・元監査委員）

コメンテーター：江藤俊昭さん（山梨学院大学）

コーディネーター：廣瀬克哉さん（自治体議会改革フォーラム呼び

かけ人代表／法政大学）

2日目

- 第1分科会「新公会計制度と決算審査」

講師：宮澤正泰さん（習志野市会計管理者）

- 第2分科会「シチズンシップ教育と議会」

講師：大畑方人さん（都立高島高校教諭）

- 第3分科会「議会基本条例を改めて学ぶ」

講師：廣瀬克哉さん（法政大学）

中尾 修さん（元栗山町議会事務局長／東京財団）

清水克士さん（大津市議会局）

- 全体会「分科会からの報告とこれからの議会改革を考える」

## ■ 1 日目「議選監査委員と議会のチェック機能」

「今あらためて議選監査委員を考える」の報告

平成 29 年の通常国会（第 193 回国会）で地方自治法等の一部を改正する法律が可決され、条例により議会から選出される監査委員をなくし、外部の監査専門委員の創設が可能となった。また、議会が決算を不認定にした場合に首長が行った措置を議会に報告することが定められた。本改正には、監査基準、勧告制度、監査専門員とともに議選監査の選択制が含まれ、その目的は監視機能の充実強化である。

施行は 3 年後の平成 32 年。それまでに、議選監査委員は必要なのか、機能しているかの再考が求められ、合わせて、現在の決算審査のままで良いのかも問われることになる。

議選監査委員はどんな役割を果たし、議会の行政監視機能に対して作用していたのか？議選監査委員ができることを最大限実行すれば、何をどこまで実現できるのか？について考える機会となった。

### ○議選監査の課題としては

二元代表制の中、議員の身分を残したまま執行機関の一員として監査するという矛盾を抱えている。また、政務活動費を交付される議員が、監査することの矛盾もある。守秘義務に関するルール作りの必要性もあろう。

※守秘義務については、時間の経過により公表・周知される部分がほとんど。個人情報以外、開示請求でほぼ出るので、本来ルールなど必要ないが、他の議員が知らない情報を早く知ることになるので、それを個人の利益のために使わない、無責任にリークしない。

### ○議選消極論としては

中立性・専門性の欠如、任期が短い、アガリのポスト、最大会派と首長が癒着する場合チェックが効かない。小会派の議員が選出されにくい。

### ○議選積極論としては

議会で議論された論点を監査でも活かせる、議会審議に活用できる。情報が議会に流れることで、行政に緊張感が生まれる。

※議選を廃止し、外部監査の活用もよいが、内部監査は日常的な健康診断にあたり必要。外部監査は高コストで大変。改善に繋がらないケースの深掘りがあり、疑問との意見もあり。

## ◆ 改善点

### ○議選監査をより活かすために

#### ・議会への監査報告の内容充実

本市は、毎議会、定例監査の報告が行われている。この内容は事務手続きや会計処理上のミスに限られている。監査で指摘されたこと、実地検査など、議員の視点で報告内容を充実させ、監査情報を議会全体のものにすることで、議会としての監視機能が強化できる。また、監査報告を元に議員が質問するなど、積極的な活用が期待される。

#### ・議選監査の選出方法の見直し

多数会派の議員、輪番制、会派のバランス…といった会派勢力やポスト争いで決まるのではなく、能力や経験、立候補など、議会の監視機能強化の視点で人選する。

○決算認定を最大限活用するために

・議会の権限を使いこなす

議会には元々多様な監視機能（検査、監査請求、百条調査、決算認定、予算審査）がある。ただし、書面が中心で手間暇が掛かる。そこで、参考人招致、委員会の所管事務調査による現地視察など活用し、調査の充実強化を図る。

・飯田市議会を見習う「政策提言サイクル」

飯田市議会は一年と通して、議会報告会における市民意見等に基づき事務事業の抽出・選定→所管事務調査の結果を市民に報告→行政評価による決算認定への反映→決算認定にかかる提言書の提出→予算審査における提言内容のチェック

【別紙参照】といった流れを作り、議会としての監視と政策提言の機能をリンクさせている。

・岩倉市議会を参考に「決算委員会の資料充実」

決算委員会に、監査で使用した関係書類を全て提出させ、議員は決算委員会に臨む前に自由に閲覧（調査）できる。そこには予定価格など一部守秘義務にかかる内容も含まれているが、問題になっていない。これはすでに県内7議会で実施されている（資料等取り寄せ中）。

何もしなければ議選監査は残るが、何もしなければ議会の監視機能強化は実現しない、それどころか、批判を受けることになるだろう。決めるのは私たち議員。法改正を改革のチャンスと捉え、議選監査制度を最大限活かすための改革！議会の決算審査の改革につなげてこそ、真の議会改革だと思った。

## ■二日目「新公会計制度と決算審査」報告

新公会計制度に移行し、この秋の決算から議会は新たな視点での財政チェックが必要になる。資産や負債の把握で可能になること、問題として浮かび上がること、財務書類を見る上で注意しなければならないことなど、学んだ。

議会として自治体の運営改善に効果を発揮できる。決算審査にとどまらず、予算にも活かせるとのことだが、企業会計を理解していない議員にとっては少々手強い存在になる。議会として基本から学ばなければ、宝の持ち腐れになる。

現在の「現金主義会計」は憲法に基づくもので、新公会制度は「発生主義・複式簿記」による企業会計が元となっている。公会計改革の根拠法令は小泉内閣時に制定された行財政改革推進法による。政府は地方公共団体に対し、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他財務書類の整備を指導している。

きっかけは夕張市の財政破綻で、改正のポイントは「資産・債務改革」なの

で、「複式簿記の導入」と「固定資産台帳の整理」が必要となる。

現会計制度はそのまま残るので、議会は二つの会計を使いながら自治体の財政を監視することになる。

公会計では、財務書類4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産移動計算書、資金収支計算書）が作成されるが、議会への報告義務はない。「固定資産台帳」は公開することになっているが、こちらは議会から要求しないと出てこない可能性がある。

財務書類4表のほか、「注記」として①重要な会計方針、②重要な会計方針の変更等、③重要な後発事象、④偶発債務、⑤追加情報がある。さらに「付属明細書」として、①貸借対照表の内容に関する明細など7つの明細が作成が求められている。

#### ポイント1 将来世代に残る資産はあるか？

《住民一人当たりの資産額》これがあまり多すぎると、維持費の負担につながるため資産のスリム化が必要になる。

《有形固定資産の行政目的別割合》特に教育部門のチェックが必要とのこと。

《歳入額対資産比率》歳入額に対する資産の比率を算出することにより、資産が歳入の何年分に相当するかを表し、資産形成の度合いを測ることができる。

《有形固定資産減価償却率》重要！将来の施設更新時期とあっているかこれでわかる。この指数は、資産老朽化比率とも言われ、資産の老朽化の進み具合を把握するための活用が期待される。

#### ポイント2 将来世帯と現世帯の負担割合は適切か？

《純資産比率》純資産の変動は、将来世代と現世代との間で負担の割合が変動したことを意味する。純資産の減少は将来世代に先送りされたことを意味する。

《将来世代負担比率》指数が低い方が健全な経営をしていることになる。

#### ポイント3 どのくらいの借金があるのか？

《住民一人当たり負債額》《基礎的財政収支（プライマリー・バランス）》《地方債の償還可能年数》を把握すること。

#### ポイント4 行政サービスが効率的に提供されているか？

《住民一人当たりの純経常行政コスト》人件費がこれに当たるが、指定管理や委託に化けているので注意すること。

#### ポイント5 新たな資産を持つ余裕があるか？

《行政コスト対財源比率》100%を下回っている場合は、翌年度以降に引き継ぐ資産が蓄積されたか、負担が軽減されたことを表す。

ポイント6 受益者負担の水準はどうなっているか？

《受益者負担の割合》受益者負担の水準は、事業毎に出さないと見えてこない。減価償却を含め負担料を考える必要も。

建物などの資産を保有する場合、設計費を含めたイニシャルコストに加え、建設後に必要となるランニングコスト、事業費、さらに取り壊しまでのライフサイクルコストを含めた、フルコストで見なければいけない。

平成29年度度中の作成になっているが、まだ、現物を見ていないので、正直、今ひとつイメージがつかめない。要は、物を買うとき、作るとき、将来負担を考えるということ。

議会の監視機能の強化も必要だが、まずは、行政自らが財務書類4表等を分析し、しっかりと財政運営していくこと、そして説明責任を果たすことが大切である。

以上